

沖 契 審 第 1 号
令和 5 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉城康裕 殿

沖縄県契約審議会
会長 平敷 徹男



沖縄県の契約に関する条例のあり方について（答申）

令和 4 年 9 月 2 日付沖縄県諮問商第 2 号で諮問のあったみだしのことについては、下記のとおりお答えします。

記

沖縄県の契約に関する条例のあり方については、審議の結果、条例改正によらず、現行条例の取組方針に掲げられている施策を一層推進することにより、条例の実効性を確保することが適当である。

また、本審議における委員の意見等を別紙のとおり付記する。

(別紙)

1 条例改正の要否に関する意見等について

(1) 条例で賃金下限額を定めることについて

ア 労働者の賃金額は、原則として労使交渉で決定されるべきものであり、また、条例で最低賃金を上回る賃金下限額を設定すると、使用者が、比較的賃金の低い若手や未熟練者の使用を控えることにつながり、業界の人材育成を妨げるおそれもあることから、条例で賃金下限額を定めることは適当でない。

イ 沖縄県の契約に関する条例が制定されて以降、最低賃金は大幅に上昇しており、また、近年の人手不足により労働者の賃金が年々上がってきていることや、同一労働同一賃金制度の中小企業への適用により非正規労働者の待遇も改善傾向にある等の社会情勢の変化もあり、条例で賃金下限額を定める必要性は低い。

ウ 賃金が上昇傾向にある中、条例で賃金下限額を定めることは、結果的に県全体の所得向上を妨げるおそれもあり、現行条例の取組に改善の余地があれば、改善に向けて努力することの方が重要である。

(2) 条例で事業者に賃金支払等の報告義務を定めることについて

ア 条例で事業者に賃金支払状況等の報告義務を課すことは、受注者、発注者双方に事務作業量の増加をもたらし、これにより企業の生産性向上が妨げられ、条例の基本理念である「事業者の適正な利益の確保」に反するおそれがあることから、条例で賃金支払状況等の報告義務を定めることは適当でない。

イ 最低賃金の支払いや社会保険加入等の労働関係法を遵守することは、報告制度の有無にかかわらず当然実行されるべきことであり、実際、ほぼ遵守されている状況である。

万一、これらに違反する場合でも、制度上、労働基準監督署の監督等を通じて是正される機会もあり、また、現行条例でも必要に応じて様々な対応を行うことも可能であることから、条例で賃金支払状況等の報告義務を定める必要はない。

(3) 上記(1)、(2)に共通する意見等

ア 規制を強化しなくても条例の目的が実現できるのであれば、条例の規制を強化する必要はなく、現時点では、規制を強化しなければならない事実は確認できないことから、条例改正の必要はない。

イ 条例で賃金下限額を定めたり、事業者に賃金支払等の報告義務を定めたりすると、柔軟な施策展開が損なわれるおそれがあることから、条例改正は適当でない。

2 条例の実効性確保等に関する意見等について

- (1) 建設工事の入札参加資格審査において、「うちなー健康宣言」が評価項目に追加されたが、当該取組は、労働者の健康が確保されることにより、事業者にとっても生産性の向上につながり、公契約条例の基本理念である労働環境の整備促進と事業者の適正な利益の確保の両方に資するものであり、条例の理念を実効性あらしめるものとして評価したい。
- (2) 県の公共調達に係る契約において、最低賃金改定に伴う人件費の上昇の場合だけでなく、契約時の想定を上回るようなコスト上昇が生じた場合には、契約額変更を可能とするような条項を全ての契約に記載していただきたい。
また、契約変更の協議の場を設けて、発注者として県の方から積極的かつ明示的に協議を行うなど、契約変更の申し出に対し真摯に対応していただきたい。
- (3) 県の清掃・警備業務委託について、事業者が適正な利益を確保できるように、労務費等のコスト上昇分の価格転嫁ができるよう県契約の標準単価に反映させることや、公共工事の最低制限価格設定の方式にならい、最低制限価格のあり方の見直しについて検討していただきたい。
- (4) 労働者の適正な賃金水準の確保のためにも事業者の適正な利益確保が必要であることから、企業の成長を促し、生産性向上につながるような施策を業界と連携しながら取り組んでいただきたい。
また、公共工事契約において、電子入札に加え、電子契約、電子保証の取り組みを進めるとともに、県契約約款の見直しを行っていただきたい。